

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

福岡県及び北九州市における人口及び人口密度の状況は表 3.2-1 に示すとおりである。

福岡県の人口は5百万人をやや上回る程度で推移している。北九州市の人口は90万人を超えるが、令和2年から令和6年の期間では一貫して漸減傾向にある。

また、令和5年10月～令和6年9月の人口動態は表 3.2-2 に示すとおりである。福岡県全体及び北九州市とも、自然動態は減少しているが社会動態は増加している。

表 3.2-1 人口及び人口密度の状況

県・市	項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
福岡県	人口 (単位：人)	5,138,891	5,123,371	5,117,967	5,106,912	5,097,710
	男	2,430,984	2,425,103	2,423,076	2,419,180	2,415,625
	女	2,707,907	2,698,268	2,694,891	2,687,732	2,682,085
	人口密度 (単位：人/km ²)	1,031	1,027	1,026	1,024	1,022
北九州市	人口 (単位：人)	939,622	931,551	924,143	916,241	908,109
	男	443,258	439,491	436,039	432,717	429,178
	女	496,364	492,060	488,104	483,524	478,931
	人口密度 (単位：人/km ²)	1,911	1,895	1,876	1,860	1,844

注：各年10月1日時点の値である。

1. 「令和2年～令和6年福岡県の人口と世帯年報」（福岡県HP、令和7年7月閲覧）
2. 「福岡県人口移動調査 月別」（福岡県HP、令和7年7月閲覧）
3. 「北九州市推計人口（令和6年10月1日時点）」（北九州市HP、令和7年7月閲覧）より作成

表 3.2-2 人口動態（令和5年10月～令和6年9月）

（単位：人）

項目 県・市	自然動態			社会動態		
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減
福岡県	33,203	62,946	-29,743	287,506	266,965	+20,541
北九州市	5,365	13,402	-8037	42,472	42,310	+162

1. 「令和2年～令和6年福岡県の人口と世帯年報」（福岡県HP、令和7年7月閲覧）
2. 「福岡県人口移動調査 月別」（福岡県HP、令和7年7月閲覧）
3. 「推計人口移動状況（令和6年10月1日時点）」（北九州市HP、令和7年7月閲覧）より作成

(2) 産業の状況

1) 産業構造

福岡県及び北九州市における令和２年の産業大分類別就業者数は、表 3.2-3 に示すとおりである。

北九州市における産業別就業者数は、第１次産業が 2,751 人（0.7%）、第２次産業が 93,037 人（24.1%）、第３次産業が 290,435 人（75.2%）であり、第３次産業の就業者数の割合が最も大きくなっている。

表 3.2-3 産業別就業者数（令和２年）

項目 県・市	項目	第１次産業	第２次産業	第３次産業	総就業者数
福岡県	人口（人）	54,589	436,066	1,687,998	2,253,134
	構成比（%）	2.5	20.0	77.5	—
北九州市	人口（人）	2,751	93,037	290,435	400,010
	構成比（%）	0.7	24.1	75.2	—

注：１．「総就業者数」は「分類不能の産業」を含む。

２．「構成比」には「分類不能の産業」は含まない。

「令和２年国勢調査」（総務省、令和２年）より作成

2) 生産量及び生産額

① 農業

福岡県及び北九州市における令和５年の主要な農業産出額は、表 3.2-4 のとおりである。

北九州市の農業産出額は 49.0 億円であり、野菜が 30.5 億円と最も多く、次いで米が 10.8 億円となっている。

表 3.2-4 農業産出額（令和５年）

（単位：1,000 万円）

項目 県・市	総額	耕種								
		総額	米	麦類	雑穀	豆類	いも類	野菜	果実	花き
福岡県	20,614	16,821	3,382	426	1	177	89	7,341	2,663	1,374
北九州市	490	457	108	0	0	0	5	305	16	21

項目 県・市	耕種		畜産							加工 農産物
	工芸 農作物	その他 作物	総額	肉用牛	乳用牛	生乳	豚	鶏	その他 畜産物	
福岡県	254	473	3,680	790	805	668	416	1,482	56	109
北九州市	1	2	33	25	2	x	—	6	—	0

注：１．「０」は数値が単位に満たないもの、「—」は該当数字がないものを示す。

２．「x」は数値が公表されていないものを示す。

３．「総額」は、四捨五入の関係で個々の積み上げ結果と必ずしも一致しない。

「令和５年市町村別農業産出額（推計）」（農林水産省、令和７年）より作成

② 林業

福岡県及び北九州市における令和２年の林業の状況を表 3.2-5 に、令和５年の所有形態別林野面積を表 3.2-6 に示すとおりである。

北九州市での林業経営体数は 33 経営体あり、雇用者数は 510 人である。

北九州市における林野面積は 19,683ha であり、市域全体に占める森林比率は 40%である。

表 3.2-5 林業の状況（令和２年）

項目 県・市	林業 経営体数 (経営体)	雇用者数 (人)	素材 生産量 (m ³)
福岡県	719	1,493	252,368
北九州市	33	510	x

注：「x」は数値が公表されていないものを示す。

「2020 年農林業センサス」（農林水産省、令和２年）より作成

表 3.2-6 所有形態別林野面積（令和５年）

項目 県・市	土地面積 (ha)	総数 (ha)			森林比率 (%)
			国有林 (ha)	民有林 (ha)	
福岡県	498,766	225,091	25,541	199,550	45
北九州市	49,250	19,683	3,721	15,962	40

「令和５年度農林水産白書」（福岡県、令和６年）より作成

③ 水産業

福岡県及び北九州市における平成 30 年の主要な漁業種類別漁獲量は表 3.2-7、主要な魚種別漁獲量は表 3.2-8 のとおりである。

北九州市における漁業種類別漁獲量は 3,239 t であり、内訳をみるとその他の漁業が 1,160 t で最も多くなっている。魚種別漁獲量では、他の魚種と比べてたこ類の漁獲量が大幅に多くなっている。

表 3.2-7 主要な漁業種類別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

項目 県・市	漁獲量計	漁業種類									
		その他の漁業	その他の釣	その他の刺網	ひき縄釣	小型定置網	船びき網	沿岸いか釣	その他のはえ縄	採貝・採藻	小型底びき網
福岡県	29,196	2,135	879	2,986	835	708	3,628	323	594	4,353	1,179
北九州市	3,239	1,160	462	406	296	74	132	80	102	352	171

「農林水産関係統計調査」（農林水産省 HP、令和 5 年）より作成

表 3.2-8 主要な魚種別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

項目 県・市	漁獲量計	魚種									
		たこ類	ぶり類	まあじ	さわら類	まだい	くろだい・へだい	すずき類	がざみ類	さざえ	うに類
福岡県	29,196	1,031	2,505	2,703	850	1,904	208	297	219	206	226
北九州市	3,239	762	152	129	155	181	101	69	99	94	58

注：魚種別漁獲量は、北九州市における漁獲量のうちその他の魚種を除く上位 10 種を抽出した。

「農林水産関係統計調査」（農林水産省 HP、令和 5 年）より作成

④ 商業

福岡県及び北九州市における令和３年の商業の状況は、表 3.2-9 のとおりである。
北九州市における年間商品販売額は約 2 兆 7,180 億円となっている。

表 3.2-9 卸売業・小売業の販売額（令和３年）

項目 県・市	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (百万円)
福岡県	45,724	398,889	21,440,701
北九州市	8,560	69,207	2,717,997

「令和３年経済センサス－活動調査」（経済産業省 HP、令和３年）より作成

⑤ 工業

福岡県及び北九州市における令和３年の工業の状況は、表 3.2-10 のとおりである。
北九州市における年間製造品出荷額は、約 2 兆 1,099 億円となっている。

表 3.2-10 製造品出荷額等（令和３年）

項目 県・市	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (百万円)
福岡県	5,094	220,530	8,951,854
北九州市	972	48,106	2,109,868

注：従業者 10 人以上の事業所を対象としている。

「令和３年経済センサス－活動調査（令和５年 12 月 15 日更新）」
（経済産業省 HP、令和３年）より作成

3.2.2 土地利用の状況

福岡県及び北九州市における令和4年の土地利用区分別面積は、表3.2-11のとおりである。

北九州市の総面積は24,247.7haで、宅地が12,069.1ha(49.8%)と最も多くなっている。事業実施想定区域及びその周辺の土地利用の状況は、図3.2-1のとおりであり、事業実施想定区域は都市地域の市街化区域となっている。

また、福岡県及び北九州市における令和5年の用途地域別面積の状況は、表3.2-12のとおりであり、事業実施想定区域及びその周辺の用途地域の指定状況は図3.2-2のとおりである。

表3.2-11 土地利用区分別面積（令和4年）

項目	福岡県		北九州市	
	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
田	67,889.0	24.6	2,173.7	9.0
畑	26,723.0	9.7	995.1	4.1
宅地	65,038.1	23.5	12,069.1	49.8
山林	88,949.4	32.2	4,958.4	20.4
原野	10,005.4	3.6	1,841.4	7.6
雑種地	17,439.6	6.3	2,128.9	8.8
その他 ^注	391.7	0.1	81.0	0.3
総数	276,436.2	—	24,247.7	—

注：「その他」は、鉱泉地、池沼、牧場、塩田である。

「福岡県 統計年鑑 令和4年版（2022年版）」（福岡県、令和7年）より作成

表3.2-12 用途地域別面積（令和5年）

項目	福岡県 ^{注1}	北九州市 ^{注1}
	面積(ha)	面積(ha)
低層住居専用地域	18,495	3,772
中高層住居専用地域	10,484	2,997
住居地域	25,498	5,253
準住居地域	816	25
近隣商業地域	2,105	788
商業地域	4,227	1,180
準工業地域	8,133	2,055
工業地域	2,472	620
工業専用地域	6,909	3,891

注：1. 令和5年3月31日時点の値である。

2. 低層住居専用地域は、第一種及び第二種低層住居専用地域の合計、
中高層住居専用地域は第一種及び第二種中高層住居専用地域の合計、
住居地域は第一種及び第二種住居地域の合計である。

1. 「令和4年都市計画現況調査」（国交省HP、令和6年10月閲覧）

2. 「北九州市の都市計画の体系」（北九州市HP、令和6年10月閲覧）より作成



図 3.2-1 土地利用の状況

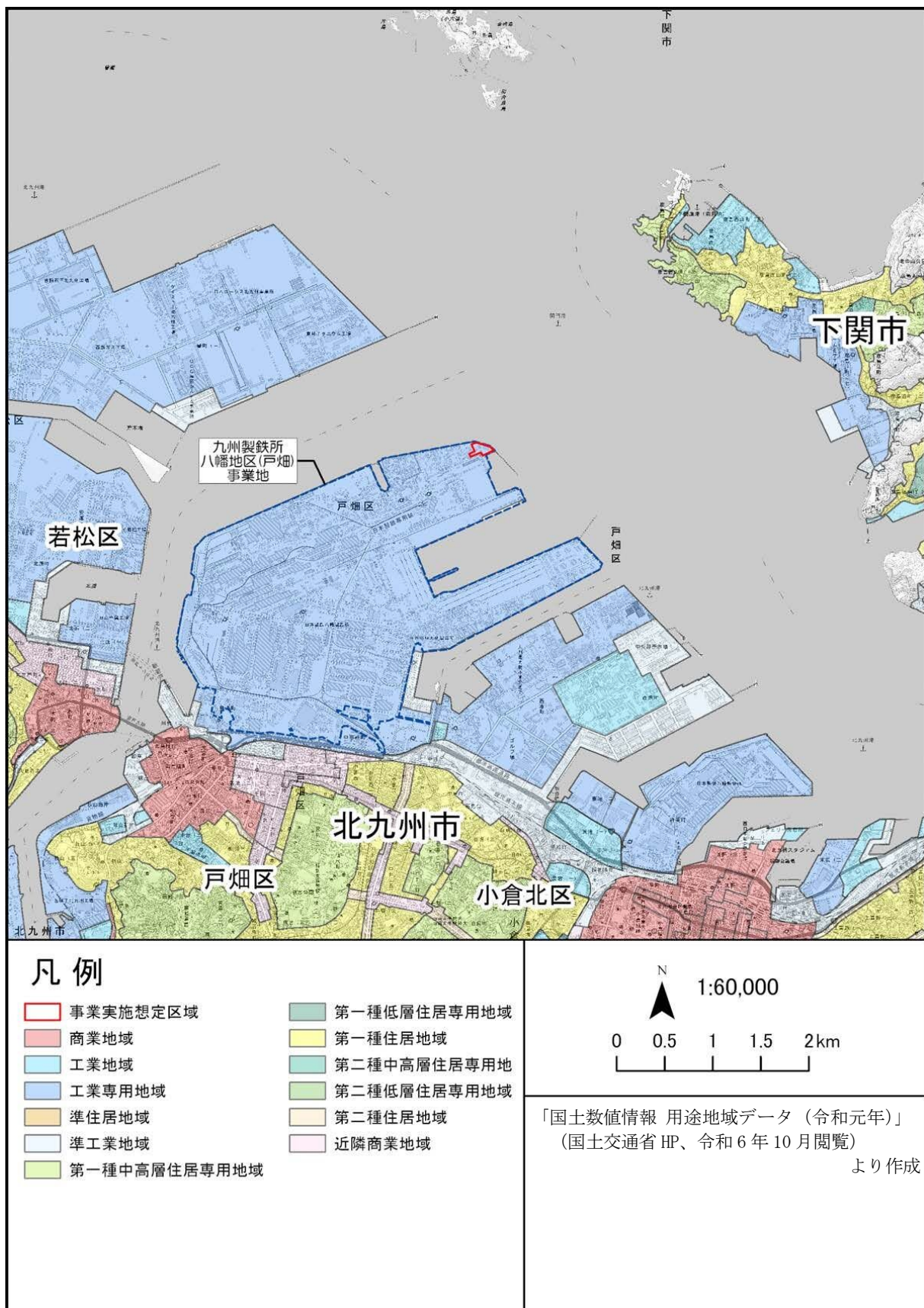


図 3.2-2 用途地域の指定状況

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼の状況

事業実施想定区域の周辺における水系別の取水量は、表 3.2-13 のとおりである。

「令和 5 年度 水道・工業用水道・下水道 事業年報」（北九州市、令和 6 年）によれば、北九州市の上水道の水源は今川、山国川、紫川、遠賀川の 4 水系であり、1 日あたりの取水量の合計は 769,000m³/日に及ぶ。このうち遠賀川水系からの供給量が最も多く、その量は 465,000m³/日である。

表 3.2-13 水系別の取水量

項目 水系	取水量 (m ³ /日)
今川水系	106,000
山国川水系	59,000
紫川水系	139,000
遠賀川水系	465,000
合計	769,000

「令和 5 年度 水道・工業用水道・下水道 事業年報」
(北九州市、令和 6 年) より作成

(2) 海域の状況

事業実施想定区域の周辺における海域の利用状況は、図 3.2-3 のとおりである。

事業実施想定区域の周辺海域は、「港湾法」（昭和 25 年法律第 218 号）に基づく北九州港港湾区域に指定されている。

「港則法」（昭和 23 年法律第 174 号）によって関門海峡は関門航路に指定されており、そこから北九州市域に向かう航路が複数設定されている。事業実施想定区域の付近には、北側には若松航路が、東側には戸畑航路がある。

事業実施想定区域の周辺の海域には共同漁業権が設定されており、漁業権の内容は表 3.2-14、漁業権の位置は図 3.2-4 のとおりである。



図 3.2-3 海域の利用の状況

表 3.2-14 (1) 共同・区画漁業権の内容

図中 番号	免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業権者の名称
1	筑共第 18 号	第 1 種 共同漁業	えむし漁業、なまこ漁業、いせえび漁業、しゃこ漁業、たこ漁業、うに漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、びな漁業、さざえ漁業、うみにな漁業、あかにし漁業、ばい漁業、てんぐにし漁業、いがい漁業、かき漁業、あさり漁業、ふともずく漁業、あらめ漁業、くろめ漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、あまのり漁業、てんぐさ漁業、あかもく漁業	ひびき灘漁業協同組合 北九州市漁業協同組合
		第 2 種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業、(桁網、落網、大謀網等を含む)、雑魚曲建網漁業、(いか、さわら等を目 的としたものを含む)、固定式刺網漁業、あなごうけ漁業、雑魚かご漁業	
2	筑共第 19 号	第 1 種 共同漁業	えむし漁業、なまこ漁業、しゃこ漁業、たこ漁業、うに漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、びな漁業、さざえ漁業、うみにな漁業、ばい漁業、あかがい漁業、かき漁業、あさり漁業、ふともずく漁業、もずく漁業、あらめ漁業、くろめ漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、あかもく漁業	ひびき灘漁業協同組合 北九州市漁業協同組合
		第 2 種 共同漁業	雑魚曲建網漁業、固定式刺網漁業、あなごうけ漁業、雑魚かご漁業	
3	筑共第 20 号	第 1 種 共同漁業	なまこ漁業、しゃこ漁業、たこ漁業、うに漁業、あわび漁業、さざえ漁業、ばい漁業、てんぐにし漁業、あさり漁業、わかめ漁業、あかもく漁業	ひびき灘漁業協同組合 北九州市漁業協同組合
		第 2 種 共同漁業	固定式刺網漁業、あなごうけ漁業、雑魚かご漁業	
4	筑共第 21 号	第 1 種 共同漁業	なまこ漁業、たこ漁業、うに漁業、あわび漁業、びな漁業、さざえ漁業、たいらぎ漁業、あさり漁業、あらめ漁業、くろめ漁業、わかめ漁業、あかもく漁業	北九州市漁業協同組合
		第 2 種 共同漁業	固定式刺網漁業、あなごうけ漁業、雑魚かご漁業	
5	共第 42 号	第 1 種 共同漁業	あらめ漁業、あおのり漁業、いぎす漁業、いわのり漁業、えごのり漁業、おごのり漁業、かじめ漁業、てんぐさ漁業、とさかのり漁業、ひじき漁業、ふのり漁業、ほんだわら漁業、もずく漁業、ゆな漁業、わかめ漁業、あかがい漁業、あさり漁業、あわび漁業、いたやがい漁業、かき漁業、さざえ漁業、たいらぎ漁業、とこぶし漁業、にし漁業、にな漁業、ばい漁業、ばかがい漁業、はまぐり漁業、まてがい漁業、みるくい漁業、いせえび漁業、うに漁業、えむし漁業、しゃこ漁業、たこ漁業、なまこ漁業	山口県漁業協同組合 (下関ひびき、吉母、吉見、伊崎、六連島、彦島、下関南風泊)

注：1. 図中番号は、図 3.2-4 の番号に対応する。

2. 漁業権の存続期間は、筑共第 18 号～筑共第 21 号は令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで。

共第 42 号は令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日まで。

1. 「筑前海区における漁業権」(福岡県 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

2. 「漁業権について・共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権 (令和 5 年～)」(山口県 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

より作成

表 3.2-14 (2) 共同・区画漁業権の内容

図中 番号	免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業権者の名称
6	共第 43 号	第 1 種 共同漁業	あおのり漁業、あらめ漁業、いぎす漁業、 いわのり漁業、えごのり漁業、おごのり漁 業、かじめ漁業、てんぐさ漁業、とさかの り漁業、ひじき漁業、ふのり漁業、ほんだ わら漁業、もずく漁業、ゆな漁業、わかめ 漁業、あかがい漁業、あさり漁業、あわび 漁業、いたやがい漁業、かき漁業、さざえ 漁業、たいらぎ漁業、とこぶし漁業、にし 漁業、にな漁業、ばい漁業、ばかがい漁業、 はまぐり漁業、まてがい漁業、みるくい漁 業、いせえび漁業、うに漁業、えむし漁業、 しゃこ漁業、たこ漁業、なまこ漁業	山口県漁業協同組合 (下関ひびき、吉母、 吉見、伊崎、六連島、 彦島、下関南風泊)
7	共第 44 号	第 1 種 共同漁業	いたやがい漁業、ばい漁業、いせえび漁業、 たこ漁業	山口県漁業協同組合 (下関ひびき、吉母、 吉見、伊崎、六連島、 彦島、下関南風泊)
8	共第 45 号	第 2 種 共同漁業	建網漁業(網丈 4.3 メートル以下のものに限 る。ただし、曲建網漁業を除く。)、曲建網 漁業(網丈 18 メートル以下のものに限る。)、 小型定置網漁業、いか巣網漁業、かご漁業	山口県漁業協同組合 (下関ひびき、吉母、 吉見、伊崎、六連島、 彦島、下関南風泊)
		第 3 種 共同漁業	地びき網漁業	
9	共第 46 号	第 1 種 共同漁業	あらめ漁業、いぎす漁業、いわのり漁業、 かじめ漁業、てんぐさ漁業、ひじき漁業、 ほんだわら漁業、もずく漁業、わかめ漁業、 あさり漁業、あわび漁業、かき漁業、さざ え漁業、たいらぎ漁業、とこぶし漁業、にし 漁業、にな漁業、ばい漁業、みるくい漁 業、うに漁業、えむし漁業、しゃこ漁業、 たこ漁業、なまこ漁業	山口県漁業協同組合 (彦島、伊崎、六連 島、下関南風泊、壇之 浦)
		第 2 種 共同漁業	建網漁業(網丈 4.3 メートル以下のものに限 る。ただし、曲建網漁業を除く。)、小型定 置網漁業、いか巣網漁業、かご漁業	
10	区第 12 号	第 1 種 区画漁業	藻類養殖業	山口県漁業協同組合 (伊崎)
11	区第 15 号	第 1 種 区画漁業	藻類養殖業	山口県漁業協同組合 (彦島)
12	区第 16 号	第 1 種 区画漁業	藻類養殖業	山口県漁業協同組合 (下関南風泊)
13	区第 17 号	第 1 種 区画漁業	貝類養殖業	山口県漁業協同組合 (下関南風泊)
14	区第 18 号	第 1 種 区画漁業	藻類養殖業	山口県漁業協同組合 (下関南風泊)
15	区第 19 号	第 1 種 区画漁業	藻類養殖業	山口県漁業協同組合 (下関南風泊)

注：1. 図中番号は、図 3.2-4 の番号に対応する。

2. 共第 43 号～共第 46 号は令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日まで。

区第 12 号及び区第 15 号～区第 19 号は令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで。

1. 「筑前海区における漁業権」(福岡県 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

2. 「漁業権について・共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権(令和 5 年～)」(山口県 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

より作成

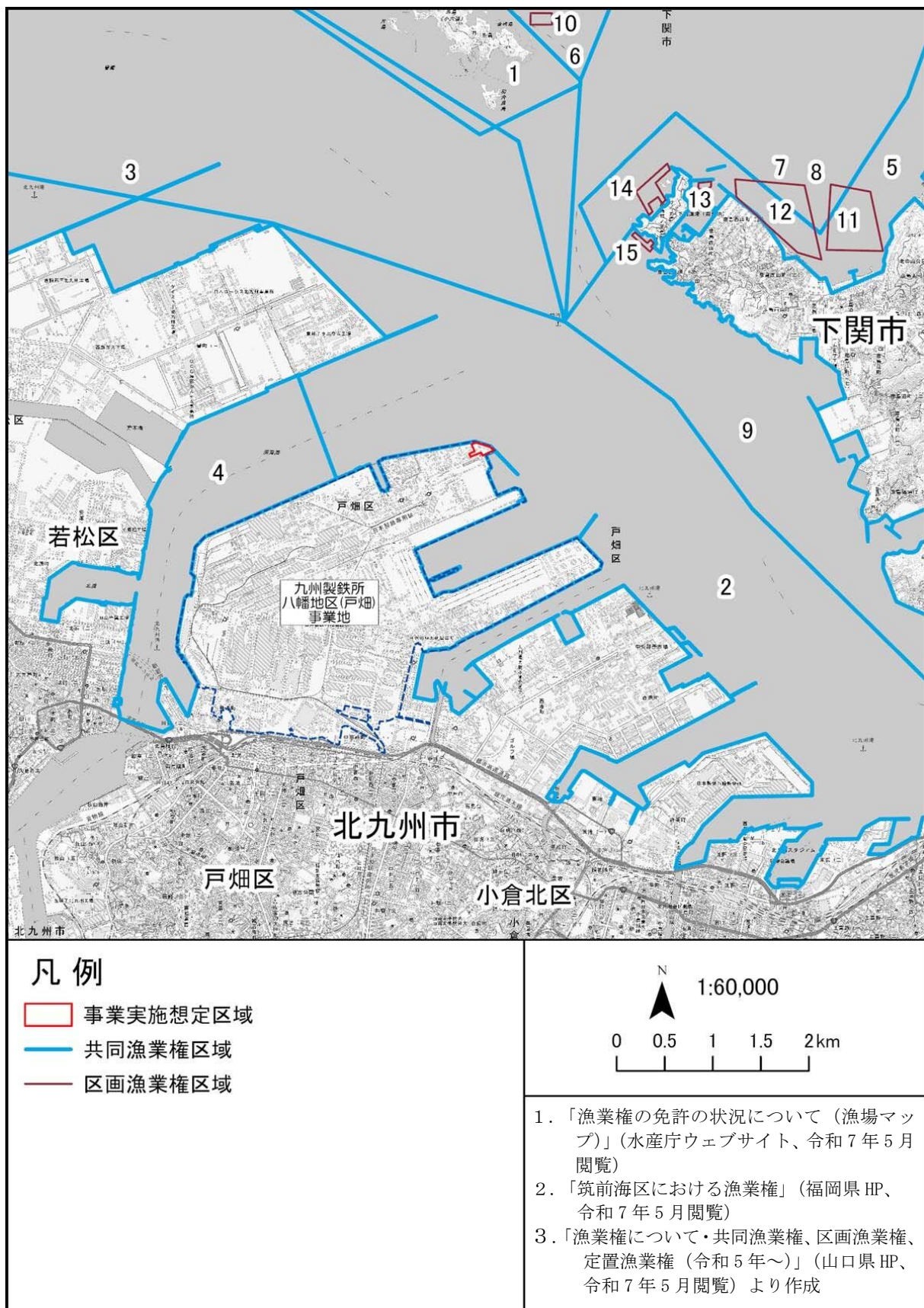


図 3.2-4 漁業権の位置

(3) 地下水の状況

「令和 6 年度版 北九州市の環境」（令和 6 年、北九州市環境局）によれば、北九州市域には飲用、生活用水、工業用水等に供されている井戸がある。